

## 「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく事務に関する手数料の改正について

### 1 経緯

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い土石流が発生し、大きな被害となった。国ではこれを受け、「宅地造成等規制法」を改正し、盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」の施行を令和5年5月に行った。これにより、規制区域の指定後に一定規模以上の盛土等を行う場合は、都道府県知事等の許可が必要になる。

また、東京都は、本年1月に規制区域案の公表を行った。本区は、全域が規制区域に含まれており、本年7月31日に区域の指定が東京都により行われる予定である。

加えて、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の一部改正が行われ、規制区域内における許可事務も本年7月31日に本区へ移譲される予定である。

これに伴い、東京都台東区手数料条例の一部を改正するものである。

### 2 法律の概要

#### (1) 規制区域の指定

本区においては、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われた場合、人家等に危害を及ぼしうるエリアとして、区内全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定される。

#### (2) 主な規制事項

##### ・許可対象となる盛土等の規模

規制区域で以下に該当する盛土等を行う場合、また、単なる土捨て行為や土石の堆積についても、許可が必要になる。

なお、工事の施行に付随して行われるもので、工事に使用する又は工事で発生した土石を当該工事現場又はその付近に堆積する場合は、許可は不要となる。

##### <土地の形質の変更（盛土・切土）>

①盛土で高さ1m超の崖

②切土で高さ2m超の崖

③盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖（①、②を除く）

④崖を生じない盛土で高さ2m超（①、③を除く）

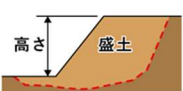
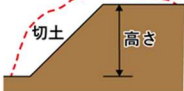
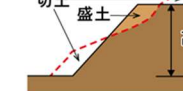
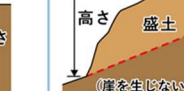



⑤盛土又は切土の高さが30cm以上かつ土地の面積が500㎡超（①～④を除く）

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。

##### <一時的な土石の堆積>

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超

⑦最大時に堆積する高さが30cm以上かつ面積が500㎡超

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、 高さが <b>2m超</b> の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	要件 ④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(①、③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	要件	⑥最大値に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの		
	イメージ図					

出典：東京都都市整備局 HP 盛土規制法に基づく規制

- ・規制対象に対する措置
    - ①許可地を公表【区】
    - ②土地所有者の同意及び周辺住民への事前周知【工事主】
    - ③工事現場への標識掲示【工事主】
  - ・盛土等の安全性確保
    - ①施工状況の区への3か月毎の定期報告義務【工事主】
    - ②施工中の中間検査【区】
    - ③工事完了時の完了検査【区】
- ※工事完了後は、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者に課せられる。

### 3 東京都台東区手数料条例の一部改正

盛土規制法の施行に伴い、手続が発生することから、事務に要する手数料を設定する。また、都市計画法に基づく開発許可についても、盛土規制法と同様な工事を行う場合は、手続が追加されるため、手数料を改正する。

#### (1) 盛土規制法に基づく新たな手数料の新設【別紙1】

- ①宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請に伴う手数料
- ②宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請に伴う手数料
- ③証明書の交付手数料
- ④盛土規制法調書の写し交付手数料

#### (2) 都市計画法に基づく開発許可関係事務の手数料の見直し【別紙2】

- ①許可申請に伴う手数料
- ②変更許可申請に伴う手数料
- ③証明書の交付手数料

### 4 今後の予定

令和6年7月31日 改正後の条例施行

【別紙1】 盛土規制法関係手数料

		切土、盛土又は土石の 堆積をする土地の面積	(円)
許可	宅地造成、 特定盛土等	500 m <sup>2</sup> 以内	20,000
		500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内	34,000
		1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内	54,000
		2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内	89,000
		5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	123,000
		10,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以内	201,000
		20,000 m <sup>2</sup> 超 40,000 m <sup>2</sup> 以内	220,000
		40,000 m <sup>2</sup> 超 70,000 m <sup>2</sup> 以内	275,000
		70,000 m <sup>2</sup> 超 100,000 m <sup>2</sup> 以内	364,000
		100,000 m <sup>2</sup> 超	533,000
	土石の堆積	500 m <sup>2</sup> 以内	18,000
		500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内	28,000
		1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内	35,000
		2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内	54,000
		5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	66,000
		10,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以内	121,000
		20,000 m <sup>2</sup> 超 40,000 m <sup>2</sup> 以内	134,000
		40,000 m <sup>2</sup> 超 70,000 m <sup>2</sup> 以内	163,000
		70,000 m <sup>2</sup> 超 100,000 m <sup>2</sup> 以内	207,000
100,000 m <sup>2</sup> 超		292,000	
証明書の交付		一通につき	900
盛土規制法調書の写しの交付		一通につき	700

※変更許可申請手数料は、許可申請手数料の1/10とする。

※事務手数料は、東京都と同額とする。

【別紙2】 開発許可関係手数料

		開発区域面積	現行(円)	改正案(円)	
許可	自己の居住の用	0.1ha 以上 0.3ha 未満	34,000	39,000	
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	65,000	76,000	
		0.6ha 以上 1ha 未満	133,000	149,000	
		1ha 以上 3ha 未満	200,000	225,000	
		3ha 以上 6ha 未満	261,000	305,000	
		6ha 以上 10ha 未満	337,000	370,000	
		10ha 以上	460,000	497,000	
	自己の業務の用	0.1ha 未満	20,000	21,000	
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	46,000	51,000	
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	100,000	113,000	
		0.6ha 以上 1ha 未満	185,000	204,000	
		1ha 以上 3ha 未満	307,000	340,000	
		3ha 以上 6ha 未満	415,000	457,000	
		6ha 以上 10ha 未満	521,000	567,000	
	その他	10ha 以上	737,000	795,000	
		0.1ha 未満	131,000	141,000	
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	199,000	215,000	
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	292,000	320,000	
		0.6ha 以上 1ha 未満	348,000	379,000	
		1ha 以上 3ha 未満	525,000	573,000	
		3ha 以上 6ha 未満	599,000	654,000	
		6ha 以上 10ha 未満	746,000	808,000	
	10ha 以上	1,004,000	1,081,000		
	証明書の交付		一通につき	900	

※変更許可申請手数料は、許可申請手数料の1/10とする。

※事務手数料は、東京都と同額とする。

第39号議案 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）				
番号	事務	名称	額	(略)	番号	事務	名称	額	(略)
4 建築の部					4 建築の部				
(略)					(略)				
4 1 の6	建築基準法 施行令第137 条の12第6 項の規定に基 づく既存の建 築物に対する 制限の緩和に 係る認定の申 請に対する審 査	既存建築物の 敷地と道路と の関係の制限 の緩和に係る 認定申請手 数料	28,000円	認定申請 のとき。	(新設)				
4 1 の7	建築基準法 施行令第137 条の12第7 項の規定に基 づく既存の建 築物に対する 制限の緩和に 係る認定の申 請に対する審 査	既存建築物の 道路内の建築 制限の緩和に 係る認定申請 手数料	28,000円	認定申請 のとき。	(新設)				

<u>41</u>	(略)			
<u>の8</u>				
<u>41</u>	(略)			
<u>の9</u>				
42	(略)	(略)	1 (略)	(略)
			イ (略)	
			ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>39,000円</u>	
			ハ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 <u>76,000円</u>	
			ニ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>149,000円</u>	
			ホ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>225,000円</u>	
			ヘ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>305,000円</u>	
			ト 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 <u>370,000円</u>	
			チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>497,000円</u>	
			2 (略)	
			イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 <u>21,000円</u>	
			ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>51,000円</u>	
			ハ 開発区域の面積が0.3ヘク	

<u>41</u>	(略)			
<u>の6</u>				
<u>41</u>	(略)			
<u>の7</u>				
42	(略)	(略)	1 (略)	(略)
			イ (略)	
			ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>34,000円</u>	
			ハ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 <u>65,000円</u>	
			ニ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>133,000円</u>	
			ホ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>200,000円</u>	
			ヘ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>261,000円</u>	
			ト 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 <u>337,000円</u>	
			チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>460,000円</u>	
			2 (略)	
			イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 <u>20,000円</u>	
			ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>46,000円</u>	
			ハ 開発区域の面積が0.3ヘク	

		<p>タール以上0.6ヘクタール未満 <u>113,000円</u></p> <p>ニ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>204,000円</u></p> <p>ホ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>340,000円</u></p> <p>ヘ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>457,000円</u></p> <p>ト 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 <u>567,000円</u></p> <p>チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>795,000円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 <u>141,000円</u></p> <p>ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>215,000円</u></p> <p>ハ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 <u>320,000円</u></p> <p>ニ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>379,000円</u></p> <p>ホ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>573,000円</u></p> <p>ヘ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>654,000円</u></p> <p>ト 開発区域の面積が6ヘクタール</p>			<p>タール以上0.6ヘクタール未満 <u>100,000円</u></p> <p>ニ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>185,000円</u></p> <p>ホ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>307,000円</u></p> <p>ヘ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>415,000円</u></p> <p>ト 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 <u>521,000円</u></p> <p>チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>737,000円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 <u>131,000円</u></p> <p>ロ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>199,000円</u></p> <p>ハ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 <u>292,000円</u></p> <p>ニ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>348,000円</u></p> <p>ホ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>525,000円</u></p> <p>ヘ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>599,000円</u></p> <p>ト 開発区域の面積が6ヘクタール</p>
--	--	---	--	--	---

			ル以上10ヘクタール未満 <u>808,000円</u> チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>1,081,000円</u>	
43	(略)	(略)	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>1,081,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は <u>1,081,000円</u> とする。 1～3 (略)	(略)
(略)				
46	(略)	(略)	<u>1通</u> につき 700円	(略)
46	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	<u>1通</u> につき <u>900円</u>	交付申請のとき。
46	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第91号）第2条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額 イ 500平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> ロ 500平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの 34,000円</u> ハ <u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内</u>	許可申請のとき。

			ル以上10ヘクタール未満 <u>746,000円</u> チ 開発区域の面積が10ヘクタール以上 <u>1,004,000円</u>	
43	(略)	(略)	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>982,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は <u>982,000円</u> とする。 1～3 (略)	(略)
(略)				
46	(略)	(略)	<u>用紙1枚</u> につき 700円	(略)
(新設)				
(新設)				



	<p>対する審査</p>		<p> <u>のもの 54,000円</u>  <u>ニ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,000円</u>  <u>ホ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 123,000円</u>  <u>ヘ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 201,000円</u>  <u>ト 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000円</u>  <u>チ 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000円</u>  <u>リ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 364,000円</u>  <u>ヌ 100,000平方メートルを超えるもの 533,000円</u>  <u>2 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額</u>  <u>イ 500平方メートル以内のも</u> </p>	
--	--------------	--	---	--

			<p>の 18,000円</p> <p>ロ 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内の もの 28,000円</p> <p>ハ 1,000平方メートルを超 え、2,000平方メートル以内 のもの 35,000円</p> <p>ニ 2,000平方メートルを超 え、5,000平方メートル以内 のもの 54,000円</p> <p>ホ 5,000平方メートルを超 え、10,000平方メートル以 内のもの 66,000円</p> <p>ヘ 10,000平方メートルを 超え、20,000平方メートル 以内のもの 121,000円</p> <p>ト 20,000平方メートルを 超え、40,000平方メートル 以内のもの 134,000円</p> <p>チ 40,000平方メートルを 超え、70,000平方メートル 以内のもの 163,000円</p> <p>リ 70,000平方メートルを 超え、100,000平方メー トル以内のもの 207,000 円</p> <p>ヌ 100,000平方メートル</p>	
--	--	--	--	--



項に規定する額

ハ その他の変更 15,000

円

2 土石の堆積を行う場合 変更許

可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は、292,000円とする。

イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ46の3の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

ロ 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ46の3の項に規定する額

			ハ その他の変更 15,000 円						
46 の5	宅地造成及び 特定盛土等規 制法施行規則 (昭和37年 建設省令第3 号)第88条 の規定に基づ く証明書の交 付	証明書の交付 手数料	1通につき 900円	交付申請 のとき。	(新設)				
46 の6	宅地造成及び 特定盛土等規 制法施行条例 (令和6年東 京都条例第3 6号)第5条 第3項の規定 に基づく盛土 規制法調書の 写しの交付	盛土規制法調 書の写しの交 付手数料	1通につき 700円	交付申請 のとき。	(新設)				
60	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料の額は、次の1及び 2に掲げる区分に応じて、次に掲げ る額(申請に併せて法第35条第2 項の規定に基づく申出があった場合 においては、一の建築物について1	(略)	60	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料の額は、次の1及び 2に掲げる区分に応じて、次に掲げ る額(申請に併せて法第35条第2 項の規定に基づく申出があった場合 においては、一の建築物について1	(略)

		<p>4の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準による場合に限る。）の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。）（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエ</p>			<p>4の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準による場合に限る。）の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。）（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエ</p>	
--	--	---	--	--	---	--

		<p>エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>一層の向上</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）を用いて評価する方法をいう。以下この項及び61の項において同じ。）による場合とみなして算出した額とする。）</p> <p>1及び2 （略）</p>				<p>エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>向上の一層</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）を用いて評価する方法をいう。以下この項及び61の項において同じ。）による場合とみなして算出した額とする。）</p> <p>1及び2 （略）</p>			
61	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第36条	(略)	61	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第36条	(略)

		<p>第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、60の項の規定により算出した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共</p>			<p>第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、60の項の規定により算出した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共</p>
--	--	---	--	--	---



		<p>用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。) (共同住宅の申請の場合 (誘導仕様基準による場合に限る。) の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。) (省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>一層の向上</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)</p> <p>1 及び 2 (略)</p>			<p>用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。) (共同住宅の申請の場合 (誘導仕様基準による場合に限る。) の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。) (省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>向上の一層</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)</p> <p>1 及び 2 (略)</p>	
(略)		(略)				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の4建築の部42の項、43の項及び46の項の改正規定並びに同項の次に5項を加える改正規定

は、令和6年7月31日から施行する。